

学研高山地区Bエリア及び高山東西線整備手法検討業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

学研高山地区第2工区のうち先行して整備を進める南エリアにおいては、土地区画整理事業(組合施行)によるまちづくりの実現に向け、事業認可の取得に向けた検討が進められている。同地区内を通る都市計画道路「高山東西線」は、精華・西木津地区と学研高山地区を接続する骨格道路であり、最重要路線として位置づけられている。また、国道163号バイパスから高山南北線を通り、精華・西木津地区へとつながる区間は地区内の最重要区間として位置づけられている。各エリアの順次段階的整備を進める中で、その整備効果を最大限に高めるためには、高山東西線の開通が不可欠である。そこで、次工区展開として学研高山地区Bエリア(以下「Bエリア」という。)及び高山東西線の早期整備を目指すこととしている。

本業務は、Bエリア及び高山東西線の早期整備を目指して、Bエリアの基礎調査を実施し、条件や課題を整理したうえで、実現に向けた整備手法について比較検討等を行うことを目的とする。

(2) 業務名

学研高山地区Bエリア及び高山東西線整備手法検討業務

(3) 業務内容

「特記仕様書」(別紙1)のとおりに従う。

(4) 業務期間

契約の日から令和9年3月31日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

11,781,000円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に今年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(ただし、測量・コンサルタント等の業種のうち、建設コンサルタント登録をしていることを要件とする。)を提出していること。
- (2) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去10年間(平成28年度から令和7年度)に国又は地方公共団体等が発注した土地区画整理事業の認可前における調査、計画、検討又は構想の作成などの実績があり、またその実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。
- (5) 技術責任者(管理技術者)として、技術士(建設部門[都市及び地方計画]又は総合技術監理部門[建設-都市及び地方計画])又はRCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格取得

者（提案者との雇用関係を証明できるものに限る。）かつ土地区画整理士の資格取得者を配置できること。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(8) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和8年9月24日（木）16時まで（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日 令和8年9月30日（水）

(4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本2部

ア 会社概要（様式3）

イ 技術者の概要（様式4）

ウ 業務実績調書（様式５）

３ 参加資格（４）に該当するテクリス、契約書、仕様書等の写しを添付すること。なお、実績１件につき１点として評価する。

エ 担当技術者調書（様式６）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式７）

過去１０年間（平成２８年度から令和７年度）に国又は地方公共団体等が発注した土地区画整理事業の認可前における調査、計画、検討又は構想の作成などの実績が確認できるテクリス、契約書、仕様書等の写しを添付すること。また、その実績が本業務の予定価格の２分の１以上であること。なお、実績１件につき１点として評価する。

カ 担当者の経歴及び実績等調書（様式８）

過去１０年間（平成２８年度から令和７年度）に国又は地方公共団体等が発注した土地区画整理事業の認可前における調査、計画、検討又は構想の作成などの実績が確認できるテクリス、契約書、仕様書等の写しを添付すること。また、その実績が本業務の予定価格の２分の１以上であること。なお、担当者の実績件数の平均値を評価点とする。

③ 企画提案書（様式任意） 原本１部、副本８部

企画提案書には業務スケジュール（様式任意）を添付すること。なお、提案者名がわからないようにマスキング処理等を実施すること。

④ 参考見積書（様式任意） 原本１部、副本２部

(2) 作成要領

「企画提案書等作成要領（別紙２）」参照

(3) 提出期限等

① 提出期限 令和８年１０月１４日（水）１５時まで（必着）

② 提出場所 生駒市役所（３階３９番）都市整備部学研推進課

③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 審査

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第１次審査（書類審査）

① 審査方法

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記７(１)～(３)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、提案者が４者以下である場合は、第１次審査を省略し、第２次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施できるものとする。

② 実施日

令和８年１０月２１日（水）予定

(2) 第２次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

① 審査方法

第１次審査により選考された者が行う企画提案内容についてのプレゼンテーション、審査委員が行うヒアリングにより、審査基準に基づいてさらに評価、点数を加算し、最も優れた提案をされた者を受託候補者とする。

なお、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、受託候補者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、受託候補者を特定しないことができるものとする。

② 実施日

令和8年11月2日（月）予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を電子メールにより通知する。なお、選考された者にのみ、審査結果及びプレゼンテーション、ヒアリング等を実施する旨を、電話及び電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実施体制 20／130点

評価項目		評価の着眼点
		判定基準
会社の業務実績	同種業務の実績 (実績の件数)	過去10年間の実績を評価する。 ・同種業務の実績がある。 (1点/件)
技術責任者及び担当者の実務実績	同種業務の実績 (実績の件数)	過去10年間の実績を評価する。 ・同種業務の実績がある。 (1点/件)

※同種業務とは国又は地方公共団体等が発注した土地区画整理事業の認可前における調査、計画、検討又は構想の作成などの業務であり、またその実績が本業務の予定価格の2分の1以上であるものとする。

※技術責任者及び担当者の配点は、技術責任者5点、担当者5点とし、担当者は平均値を評価点とする。

(2) 参考見積書 10／130点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案書 100／130点

評価項目	評価事項
業務の理解度	・学研高山地区第2工区や周辺エリアの状況を理解し、学研高山地区Bエリアの地域特性や課題を把握しているか。 ・学研高山地区Bエリア及び高山東西線の早期整備が持つ意義や、南エリア等のまちづくり動向・周辺地域との接続における重要性を正確に理解しているか。
調査地区の設定及び現地踏査	・本業務の基礎資料となる、調査地区の設定に必要な各種都市計画・法規制の調査、関係機関へのヒアリング方法、現地踏査や条件図等の作成手法が適切であるか。

整備課題及び前提条件の整理	・整備に係る課題及び前提条件の整理について、整備手法の検討につながる整理手法の提案がなされているか。 ・権利者や土地所有状況（面積比・地権者情報）の整理手法や、地形的課題の抽出方法について、視覚的に明確な「整備課題図」および「前提条件図」の作成手法が提案されているか。
整備案の提案及び実現方策検討図・設計概要図の作成	・基本3案をベースに経済性や財源、土量バランス、工事プロセスなどの多面的な評価指標を用いて、客観的かつ精度の高い比較検討の内容が盛り込まれた、実現可能性の高い複数の整備案の作成手法が提案されているか。 ・実現方策検討図および設計概要図の作成手法について、想定する事業範囲、整備時期、施行順序に加え、高山東西線や接続する主要道路などの基盤施設、さらには土地利用計画図といった、整備案の実現化に必要な情報が網羅されているか。
事業推進会議の資料作成	・本業務の目的や関連資料（平成29年度から令和7年度までの各種マスタープランや基本計画等）を理解し、意見を引き出す説得力のある効果的な資料作成手法が提案されているか。
追加提案	・仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。

8 日程

公示	令和8年9月15日（火）
質問受付締切	令和8年9月24日（木） 16時まで
質問回答	令和8年9月30日（水） HPに掲載
企画提案書等受付締切	令和8年10月14日（水） 15時まで
第1次審査	令和8年10月21日（水）（予定）
第2次審査	令和8年11月2日（月）（予定）
結果通知	令和8年11月6日（金）（予定）
契約締結	令和8年11月中旬（予定）
業務開始	令和8年11月中旬（予定）
※第1次審査を省略する場合、第2次審査を令和8年10月21日（水）に実施し、以下繰り上げる。	

9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市都市整備部学研推進課 担当 白川、武村、下出

住所 生駒市東新町 8－3 8

T E L 0743-74-1111 内線 3861, 3880, 3881

F A X 0743-74-9100

E-mail : gakken@city.ikoma.lg.jp